

平成28年度第12回山口市農業委員会農地部会議議事録

- 1 日 時 平成29年月3月21日（火）午前9時30分～午前10時55分
- 2 場 所 小郡総合支所 3階 第5会議室
- 3 出席者 (1) 出席委員（20名中16名：農地部会委員16名及び会長1名）
木原 義則、小野 基之、片山 潤之、藤村 守、中川恵美子、
海地 博志、藤原 敏郎、勝本 紘、渡邊 輝男、恒富 竹司、
長尾 進、藏重 秀雄、金子 哲昌、綾城 初江、中村 敏、
山根 伊都子、安田 敏男

(2) 欠席委員 佐々木慶市、田戸 洋志、永松 之生（3名）

(3) 事務局
山根副参事・徳光主幹・杉山主査・浦部

(4) 会議傍聴人
なし
- 4 会議 (1) 議事録署名委員指名

(2) 議案審議

(3) その他連絡事項

木原部会長

皆様、おはようございます。

ただいまから平成28年度第12回山口市農業委員会農地部会を開会いたします。

本日は在任委員数19名中、出席委員数16名、欠席委員3名、在任委員の過半数を超えておりますので、本日の会議は成立しております。

まず、本会議の議事録署名委員に、山口・鴻南地区の中村 敏委員と川東地区の海地 博志委員を指名します。

よろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります。

本日の審議は、農地法に係る3条・4条・5条、農用地利用集積計画の審議、農用地利用配分計画に対する意見聴取について、特定農地貸付けの承認申請、山口市徳地土地改良事業参加資格交替の申し出について、石島地区特定農用地利用規程の認定に対する意見聴取について、平成29年度山口市農業委員会事業計画（案）について、平成30年度山口市農業・農村重点施策に関する意見書（案）について、現況証明について、及び現況証明交付事務取扱要領の一部改正についてです。

審議後は報告事項として、農地法関係の届出等の状況、転用諮問事案に対する答申となっております。

それでは、農地法第3条に係る申請についての審議を始めます。

事務局より議案説明をお願いします。

事務局杉山

それでは1ページをお開きください。

合わせて参考位置図1ページをお開きください。

議案第1号、陶です。

申請地は、陶地域交流センターから北東へ600mに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

農地売買等事業を利用し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、3,034アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第2号、鑄銭司です。

申請地は、鑄銭司地域交流センターから南東へ680mに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

後継者として贈与により申請地を取得し、農業経営の安定を図るものです。

取得後の経営規模は、154アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第3号、秋穂二島です。

申請地は、二島地域交流センターから南西へ1.5kmに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人は高齢で管理が困難なため申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、124アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第4号、嘉川です。

申請地は、JR上嘉川駅から北へ1.1kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住する、農業兼会社員です。

譲受人の希望により、申請地を取得して、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営面積は96アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第5号、嘉川です。

申請地は、JR上嘉川駅から北東へ980mに位置する、都市計画法の規定による用途地域が定められた地域内にある第3種農地です。以下、都市計画法による用途地域につきましては、単に用途地域内にある第3種農地と説明させていただきます。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

現在耕作せず放置されている自宅前の農地を譲り受け、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営面積は、41アールですが、農業委員会が平成28年12月20日から適用を始めた別段面積30アールに達しており、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第6号、江崎です。

申請地は、嘉川地域交流センターから南へ660～700m、及び南西へ

事務局杉山

650～880mに位置する、農用地区域内、及び公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

申請人は、農地所有適格法人浜田の構成員であり、当該法人に利用権設定されている農地を取得するものです。

なお、この事案につきましては、農地所有適格法人に使用及び収益を設定されている農地であり、当該法人の構成員にその所有権を移転する場合、当該法人が引き続き当該農地等の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められるため、許可の対象となるものです。

取得後の経営面積は144アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第7号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須駅から西へ2.4kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

経営規模の拡大を図るため、申請地を取得するものです。

取得後の経営面積は1,907アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第8号、徳地引谷です。

申請地は、徳地地域交流センター八坂分館から南西へ5.6kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

自己所有地に隣接する申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は180アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

以上の農地法第3条の全議案の説明を終了します。

御審議よろしくお願ひいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。

これらの議案は、先日、担当地区協議会において、現地調査および議案審議を過て、農地部会に提出されております。担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。

なお、議案の第7号につきましては、利害関係者に当たる●●委員がいら

木原部会長

っしゃいますので、他の議案と切り離して、最初に議案第7号の審議を行います。

恐れ入りますが、●●委員は、この議案の採決終了まで御退席をお願いします。(事務局の誘導により、●●委員、退席)

それでは第7号の議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。ご意見等はありませんか。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、以上で第7号の議案審議を終わります。

それでは採決に入ります。

ただいま審議しました第7号について採決を行います。

第7号議案について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、ただいま審議いたしました議案第7号議案について、許可といたします。

それでは、以後の議案につきましては、●●委員の審議参加を認めます。

●●委員の入室をお願いいたします。

木原部会長

引き続き、農地法第3条に係る、第7号議案以外の審議を行います。

委員の皆さんの意見を求めます。ご意見等はありませんか。

海地委員

陶地区の3条について補足説明をします。地図は1～2ページですが、あっせん会議を行い、譲受人は農業をやっていて問題ない方です。価格面については、昔の水田としては条件が良く集団化してあります。1. 3ヘクタールを全部で20万円ですが、売り手の方が高齢で管理が困難で、他の親族も県外等の遠隔地にいるため、いたしかたないと考えます。

長尾委員

この申請地の両サイドにも田がありますが、将来的にこの区域は、ほ場整備の計画等ありますか。

海地委員

こちらの集落からは、ほ場整備をしたいとの要望は少しありますが、はっきりとは決まっていません。

木原部会長

その他、意見等ありませんか。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、以上で農地法第3条申請についての議案審議を終わります。

それでは採決に入ります。

ただいま審議しました農地法第3条に係る議案第1号から議案第6号及び議案第8号について一括で採決を行います。

農地法第3条に係る申請について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

挙手多数と認め、ただいま審議しました農地法第3条に係る申請については、全て許可といたします。それでは次に、農地法第4条に係る申請についての審議を始めます。事務局より議案説明をお願いします。

事務局杉山

それでは8ページをご覧ください。

合わせて参考位置図11ページをお開きください。

議案第9号、吉敷佐畑五丁目です。

申請地は、吉敷地域交流センターから西へ390mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する、会社員です。

申請地周辺は、住宅地としての需要が見込まれるため、共同住宅を建設するものです。

議案第10号、平井です。

申請地は、JR湯田温泉駅から南東へ500mに位置する用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する、無職の者です。

既存共同住宅の駐車場が不足するため造成するものです。

議案第11号、小郡上郷です。

申請地は、JR仁保津駅から南東へ490mに位置する、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地です。

事務局杉山

申請人は、市内に居住する、農業兼公務員です。
農家住宅の敷地として一体的に利用するため、敷地拡張するものです。

議案第12号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須駅から北西へ410mに位置する、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地です。

申請人は、市内に居住する、会社員です。

会社勤めで、農作業をする時間がないため、将来のことを考えて、国道・県道に近く、交通の便のよい申請地に、共同住宅を建設するものです。

以上の農地法第4条に係る全議案につきましては、議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法第4条第6項第1号の立地基準に適合しており、また、同第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いと認め、許可要件の全てを満たしているものがございます。御審議よろしくお願いいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。

この議案は、先日、担当地区協議会において現地調査および議案審査を過て、農地部会に提出されております。

担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。

それでは議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。ご意見等はありませんか。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、以上で農地法第4条申請についての議案審議を終わります。

それでは、採決に入ります。

ただいま審議しました農地法第4条に係る申請について、議案第9号から議案第12号について採決を行います。

農地法第4条に係る申請について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、ただいま審議しました農地法第4条に係る申請については、山口県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取を行い、「適当と認める」との回答をもって許可といたします。

それでは、次に、農地法第5条に係る申請についての審議を始めます。事務局より議案説明をお願いします。

事務局杉山

それでは、12ページをご覧ください。
合わせて参考位置図15ページをお開きください。

議案第13号、上小鯖です。

申請地は、小鯖地域交流センターから南西へ460mに位置する、公共施設に比較的近い距離にある第2種農地です。

申請人は、市内に居住する、会社員です。

実家に近い祖母の土地を譲り受け、自己用住宅を建設するものです。

議案第14号、大内御堀です。

申請地は、大内地域交流センターから南へ1.8kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地は閑静な場所にあり、交通の利便性も良いため、建売住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時施行といたします。以下、都市計画法に規定する開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明させていただきます。

議案第15号、大内御堀です。

申請地は、大内地域交流センターから南へ3.0kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、土木工事業を営む法人です。

事業を拡大するにあたり資材置場が手狭になったため、新たに申請地を取得し造成するものです。

議案第16号、大内長野です。

申請地は、大内地域交流センターから南東へ570mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、太陽光事業を営む法人です。
日照条件の良い申請地を借り受け、太陽光発電事業に参入するものです。

議案第17号、桜畠三丁目です。

申請地は、JR宮野駅から北へ220mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に主たる事業所を置く地縁団体です。

現在ある公会堂は立退きをしなければならないので、町内での利用が容易な申請地を取得し、公会堂を建設するものです。

議案第18号、吉敷赤田一丁目です。

申請地は、吉敷地域交流センターから北へ750mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

周辺は住宅化が進んでおり、需要が見込めるため、宅地分譲するものです。
なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第19号、吉敷中東二丁目です。

申請地は、吉敷地域交流センターから東へ910mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

閑静な住宅街で、近隣の開発地の売れ行きも好調で、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第20号、吉敷下東四丁目です。

申請地は、JR矢原駅から北へ1kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する会社役員です。

隣接する会社に来客用駐車場がないため、貸駐車場として造成し、賃貸するものです。

議案第21号、吉田です。

申請地は、平川地域交流センターから東へ2kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住し、造園業を営む者です。

事業規模拡大のため、親が所有する申請地に店舗を建設するものです。

議案第22号、黒川です。

申請地は、平川地域交流センターから北西へ500mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する、会社員です。

住環境に優れた地区で需要が見込まれるため共同住宅を建設するものです。

議案第23号、矢原です。

申請地は、JR矢原駅から南へ160mに位置する、公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

JR矢原駅が近く、交通の便が良いため需要が見込めることから、共同住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第24号、嘉川です。

申請地は、JR上嘉川駅から北東へ1.0kmに位置する、用途地域内の第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

閑静な場所で、交通の便も良く、宅地として需要が見込めることから、宅地分譲するものです。

議案第25号、嘉川です。

申請地は、JR上嘉川駅から北西へ1.8kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、防府市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

交通の便が良く、近くに小学校もあり、通勤・通学に便利な土地であるため、住宅地としての需要が見込めることから、建売住宅を建設するものです。

議案第26号、嘉川です。

申請地は、嘉川地域交流センターから北東へ380mに位置する、公共施設から近距離の地域にある、第3種農地です。

申請人は、広島県広島市内に居住する、会社員です。

現在借家住いであるが、子供の成長に伴い手狭となったため、妻の実家に近い申請地を取得し、自己用住宅を建設するものです。

議案第27号、嘉川です。

申請地は、JR上嘉川駅から北西へ500mに位置する、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

周辺の宅地化が進み、人口が増加傾向にある地域で、住宅の需要が見込めることから、建売住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第28号、嘉川です。

申請地は、JR上嘉川駅から南へ160mに位置する、公共施設から近距離の地域にある、第3種農地です。

申請人は、宇部市に本店を有し、不動産賃貸業を営む法人です。

周辺の住環境に恵まれており、集合住宅を求める要望が多く、需要が見込めることから、申請地を取得し、アパート経営に参入するものです。

議案第29号、江崎です。

申請地は、JR上嘉川駅から南へ300mに位置する、公共施設から近距離の地域にある、第3種農地です。

申請人は、市内に居住する、無職の者です。

敷地内に駐車スペースがなく、玄関前に駐車しており、家への出入りが不便であるため、隣接地を取得し、駐車場として造成するものです。

議案第30号、江崎です。

申請地は、JR上嘉川駅から南東へ1.8～1.9kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する、会社役員です。

地形が平坦で、日照条件のよい申請地を借り受け、売電事業の拡大を図るものです。

議案第31号、佐山です。

申請地は、佐山地域交流センターから西へ1.2kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する、設備業を営む者です。

実家に隣接する親所有の土地を譲り受け、自己用住宅を建設するものです。

議案第32号、小郡上郷です。

申請地は、JR上郷駅から東へ800mに位置する、公共投資の対象となっ

事務局杉山

ていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。
日照条件のよい申請地を取得し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第33号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須駅から南西へ840mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、宇部市内に居住する、公務員です。

現在借家住まいであるが、家族が増えるため、親所有の農地を譲り受け、自己用住宅を建設するものです。

以上の農地法第5条の全議案につきましては、議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法第5条第2項第1号の立地基準に適合しており、また、同第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いため、許可要件の全てを満たしているものでございます。
御審議よろしくお願ひいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。

これらの議案は、先日、担当地区協議会において現地調査および議案審査を過て、農地部会に提出されております。

担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。

それでは議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。ご意見等はありませんか。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、以上で農地法第5条申請についての議案審議を終わります。

それでは、採決に入ります。

ただいま審議しました農地法第5条に係る申請について、議案第13号から議案第33号について一括で採決を行います。農地法第5条に係る申請について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、ただいま審議しました農地法第5条に係る申請については、山口県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取を行い、「適当と認める」との回答をもって許可といたします。

それでは次に、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局杉山

それでは、27ページをご覧ください。
農用地利用集積計画について説明いたします。

議案第34号です。

地区協議会において、協議していただいたとおりで、

合計 1,454筆 2,548,968.52㎡でございます。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますが、川東地区協議会で、陶・鑄銭司地区で解除条件付利用権使用貸借を設定する社会福祉法人が、過去において借受農地の管理作業が徹底されていなかった経緯があるため、周辺農地へ影響を及ぼすことのないよう管理等を遵守するようとの意見が出されております。

御審議よろしく願いいたします。

木原部会長

ただ今事務局から議案説明がありましたが、各委員さんからこのことについて何か意見等があればお願いします。

海地委員

川東地区協議会で、陶地区128筆のうち27筆と鑄銭司地区24筆のうち5筆について解除条件付使用貸借権を社会福祉法人●●●●●が設定するというものです。こちらの申請地は元々、●●農産という会社が合意解約をして、この度、借り受けるものですが、名称は変わったが、耕作をしている方は同じで、以前からきちんと管理をしておれば良いが、畦草の管理や水路の清掃など周辺から苦情が出ていた。今回、申請の受付窓口は農林政策課であり、解除条件付について次回の地区協で説明もあると思う。

山根副参事

事務局から補足説明をします。●●農産に限らず、全体的に利用権設定した農地が市内全域を通して、管理が出来ていない状況が見受けられる例がございます。今回、ご審議をお願いしているが、ピンポイントで●●農産を個別対象として意見を付すことは難しく、全体的な意見として管理徹底をという意味で意見を付すというものです。

木原部会長

その他、意見等ございませんか。

【意見なし】

木原部会長

他に意見がないようですので、ただいま審議しました農用地利用集積計画について、採決を行います。

この件につきまして、「利用集積された農地において、管理が不十分な農地が見受けられるため、農地の適正な管理を指導されたい」という意見を付して回答することに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、意見を付して山口市に回答します。

それでは次に、農用地利用配分計画についての審議を行います。
議案説明を事務局よりお願いします。

事務局杉山

それでは、28ページをご覧ください。

農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

議案第35号です。

地区協議会において協議していただいたとおりで、
合計304筆、546,256㎡でございます。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

木原部会長

ただ今事務局から議案説明がありましたが、各委員さんからこのことについて何か意見等があればお願いします。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、ただいま審議しました農用地利用配分計画について、採決を行います。

「異議なし」と回答とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、農用地利用配分計画については、計画案のとおり「異議なし」として、山口市に回答します。

それでは次に、市民農園についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局杉山

それでは、29ページをご覧ください。

合わせて参考位置図36ページをお開きください。

議案第36号、中尾市民農園開設に伴う特定農地貸付の承認申請についてです。

申請地は、吉敷地域交流センターから北西へ2.2kmに位置する公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に主たる事務所を有する、体験型農園の企画運営を営む法人です

特定農地貸付法により、農地を借り受け、市民農園を開設するものです。

申請に当たり、市民農園貸付協定、貸付規定が添付されており、農地の貸付面積が10aを超えないこと、営利を目的としないことが明記されており、特定農地貸し付けの基準を満たしていると考えられます。ご審議よろしくお願いたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。

この議案は、先日、担当地区協議会において現地調査および議案審査を過て、農地部会に提出されております。

担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。

それでは議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。ご意見等はありませんか。

片山委員

補足説明をします。貸付規定等に問題はないが、気になる点があります。この市民農園の設置者である●●●は佐山にあるが、位置図に図面がありますが来園者スペースとしての駐車場は2～3台分しかなく、24区画ありますが20台等の車は止めることができません。また、この田は3～4年前から、借主が利用権を設定して、田を鋤いて代掻きをして、植えようとしたら、所有者から貸した覚えはないと言われるようないきさつのある土地です。何もなければ良いのですが、何かあった時のために補足説明をしておきます。

海地委員

この●●●とはどんな会社ですか。

片山委員	佐山にあるということですが、どうも下関の唐戸の辺で住所は下関ではないかと思えます。
山根副参事	佐山に実態があるかですが、会社の登記がそこでしてあることから実態があると言わざるを得ないのではないかと考えます。また、この特定貸付における市民農園の開設は、農業委員会では書面審査となり、先程、片山委員が説明された駐車場の問題や貸し借りなどの経緯は地区協議会でも意見がありました。農林政策課に確認したところ、いくらかの指導等はできるかもしれないが、申請を却下するには至らないということを知っています。
木原部会長	その他、意見等ありますか。
	【意見なし】
木原部会長	特に意見がないようですので、以上で市民農園の開設に伴う特定農地貸付の承認申請についての議案審議を終わります。
	それでは、議案第36号について採決を行います。
	ただいま審議しました、市民農園の開設に伴う特定農地貸付の承認について賛成の方の挙手を求めます。
	【委員挙手（多数）】
木原部会長	挙手多数と認め、議案第36条は承認といたします。
	それでは次に、山口市徳地土地改良事業参加資格交替の申し出について、審議を行います。
	議案説明を事務局よりお願いします。
事務局杉山	それでは、38ページをご覧ください。
	議案第37号、土地改良法第3条第1項第2号の規定に基づく山口市徳地土地改良事業参加資格交代の申し出についてです。
	申し出の農地は、徳地地域交流センター島地分館から北西へ1.7kmに位置する、農用地区域内の農地です。申出人は、徳地山畑地区の土地改良事業に参加を希望する土地所有者1名です。利用権が設定された農地の土地改良事業の実施に当たっては、所有者と利用権者のどちらかを土地改良事業の参加資格者とするのが適当かは地域の実情によって異なるものと考えられま

事務局杉山 すが、今回の申し出は利用権者の同意が得られておりますことから、所有者による土地改良事業の参加資格交替の申し出については問題ないと考えられます。御審議をよろしく申し上げます。

木原部会長 ただいま事務局から議案説明がありました。
この議案は、先日、担当地区協議会において議案審査を過て、農地部会に提出されております。
担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。
それでは議案審議に入ります。
委員の皆さんの意見を求めます。ご意見等はありませんか。

【意見なし】

木原部会長 特に意見がないようですので、以上で山口市徳地土地改良事業参加資格交替の申し出についての議案審議を終わります。

木原部会長 それでは、第37号の採決を行います。
ただいま審議しました山口市徳地土地改良事業参加資格交替の申し出について、承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

挙手多数と認め、議案第37号は承認といたします。

木原部会長 それでは次に、特定農用地利用規程の認定についての審議を行います。
議案説明を事務局よりお願いします。

事務局杉山 それでは、41ページをご覧ください。
議案第38号、小鯖石島地区特定農用地利用規程の認定に対する意見聴取です。
別冊にて、参考資料をご用意しておりますので、併せてご覧ください。
農地利用改善組合特定利用規程について、山口市長より農業経営基盤強化促進法に基づき、意見を求められています。
本事業は、地域の農地の有効利用と、農業経営の改善を行うことを目的としております。
当該利用規程においては、各条項で実施区域や作付け地の集団化の促進、栽培管理の改善の促進、耕作放棄の解消など農用地の利用関係の改善、特定

事務局杉山 農業法人への利用集積を図ることなどが定められており、山口市の「農業経営基盤の強化に関する基本的な構想」に適合しております。
ご審議よろしくお願ひいたします。

木原部会長 ただ今事務局から議案説明がありましたが、各委員さんからこのことについて何か意見等があればお願ひします。

【意見なし】

木原部会長 特に意見がないようですので、ただいま審議しました議案第38号の特定農用地利用規程の認定に対する意見聴取について、採決を行います。
この件につきまして、妥当であると回答することに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長 挙手多数と認め、議案第38号の特定農地利用規程の認定に対する意見聴取については、妥当であるとして回答いたします。

それでは、次に、平成29年度山口市農業委員会事業計画（案）についての審議を行います。議案説明を事務局よりお願ひします。

事務局徳光 それでは、42ページ及び別添資料1をご覧ください。
議案第39号、平成29年度山口市農業委員会事業計画（案）について
この計画（案）作成の経緯を簡単に御説明しますと、本年1月20日に防長苑で実施しました山口市農業委員会全員協議会において、項目だししお示ししました。2ページからの大項目の事業計画として農業委員会組織の充実・強化の各項目、及び4ページからの農業委員会活動の推進の各項目を委員の皆様にご了解を得たものです。
次に、これら全員協議会で得た意見を元に事務局で修正し、1ページの基本方針、事業計画の農業委員会組織の充実・強化、農業委員会活動の推進の前文部分を文書化したところです。
そして、これらを2月17日の農業振興部会で承認を得て、委員の意見を反映し修正したところです。
基本方針においては、わが国の農業の現状、山口市の状況、TPPの状況、日米の2国間交渉（FTA・EPA）においてTPPの大筋合意を上回る協定が予測されること、相続未登記農地の問題、土地改良法制度の問題、農地

事務局徳光

の集積や集約化が、国の重要な事業となっている。また、担い手の重要性を掲げています。最後に、農地制度の改正で平成30年8月から新しい体制になっていくことをまとめています。3ページの事業計画においては、農地法等に基づく農地転用等の許認可事務のほか、「担い手への農地等の利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」などを基に（案）を作成しています。

御審議よろしくお願ひいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありましたが、各委員さんから何か意見等があればお願いします。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、ただいま審議しました議案第39号の平成29年度山口市農業委員会事業計画（案）について承認を行います。承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、議案第39号の平成29年度山口市農業委員会事業計画（案）については、4月26日実施の第1回山口市農業委員会総会に諮ります。それでは、次に、平成30年度山口市農業・農村重点施策に関する意見書（案）についての審議を行います。議案説明を事務局よりお願いします。

事務局徳光

それでは、43ページ及び別添資料2をご覧ください。

議案第40号、平成30年度山口市農業・農村重点施策に関する意見書（案）についてですが、地区協議会で説明した資料2、昔で言う建議ですが1月20日に防長苑で開催した全員協議会で承認され、農業振興部会分科会で意見集約したもので、2月17日の振興部会で出た意見を反映したものです。2ページ以降、全体テーマとして遊休農地の発生防止と解消策について、大項目は、遊休化させないための施策事業の充実と遊休化した農地の解消から構成したもので、山口型放牧など耕畜連携を活用するものです。次に、3ページは徳地と阿東の北部分科会の個別テーマである鳥獣被害防止対策で、環境整備と鳥獣の有効活用について、中央部分科会のテーマとして朝市を通して安全・安心な農産物を消費者に届けこと、南部分科会のテーマとしては担い手対策で、地域農業の担い手確保などを重要として意見書として取りま

事務局徳光

とめています。御審議よろしくお願ひいたします。

ただいま事務局から議案説明がありました。各委員さんから何か意見等があればお願ひします。

【意見なし】

木原部会長

ほかに意見がないようですので、ただいま審議しました議案第40号の平成30年度山口市農業・農村重点施策に関する意見書（案）について承認を行います。

承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、議案第40号の平成30年度山口市農業・農村重点施策に関する意見書（案）については、4月26日実施の平成29年度第1回山口市農業委員会総会に諮ります。

それでは次に、現況証明についての審議を行います。
議案説明を事務局よりお願ひします

事務局杉山

それでは、44ページをご覧ください。
合わせて参考位置図37ページをお開きください。

議案第41号、現況証明、吉敷下東一丁目です。

登記地目が田の土地1筆686㎡については、昭和56年、隣接する323番1にビルが建築され、昭和57年から駐車場として利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているため、本日の会議にお諮りするものです

議案第42号 現況証明、佐山です。

登記地目が畑の土地1筆、計1,524㎡については、申し出によると平成6年頃より耕作を放棄し、その頃より竹林が繁茂し始め、現在に至っているものです。

荒廃で、面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

事務局杉山

議案第43号、現況証明、小郡上郷です。

登記地目が畑の土地1筆、計129㎡については、申し出によると、昭和51年より、市道の法面として利用され、現在に至っているものです。

昭和45年10月以降で20年以上経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第44号、現況証明、小郡新町一丁目です。

登記地目が田の土地1筆、計6.68㎡については、申し出によると、平成元年4月23日より、隣接する3137番と一体で、建物敷地として利用され、現在に至っているものです。

昭和45年10月以降で20年以上経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第45号、現況証明、阿知須です。

登記地目が畑の土地1筆、計327㎡については、申し出によると、昭和52年頃から隣接地と一体で、建物敷地として利用され、現在に至っているものです。

昭和45年10月以降で20年以上経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

現況証明については以上です。審議よろしくお願いいたします。

木原部会長

ただ今事務局から議案説明がありましたが、各委員さんから何か意見等があればお願いします。

【意見なし】

木原部会長

それでは、特に意見がないようですので議案第41号から議案第45号の現況証明について証明書を発行することに異議なしとする方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、現況証明につきましては発行することといたします。

次に、現況証明交付事務取扱要領の一部改正についての審議を行います。議案説明を事務局よりお願いします。

事務局杉山

それでは、46ページをご覧ください。
議案第46号、現況証明交付事務取扱要領の一部改正について説明いたします。
主な改正内容は、申請に係る添付書類である全部事項証明書につきましてインターネット取得についても認めるものです。
御審議よろしく願いいたします。

木原部会長

ただ今事務局から議案説明がありました。
この議案は、先日、地区協議会において審議に付され、特に意見なしとの報告を受けております。
それでは議案審議に入ります。
委員の皆さんの意見を求めます。意見等はありませんか。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、以上で現況証明交付事務取扱要領の一部改正についての審議を終わります。
それでは、採択に入ります。
ただいま審議しました、議案第46号、現況証明交付事務取扱要領の一部改正について、決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、議案第46号、現況証明交付事務取扱要領の一部改正については、可決されました。

以上で本日の議案はすべて終わりました。
次に、報告事項に入ります。
事務局から報告をお願いします。

事務局杉山

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表をご覧ください。
2月分の受付状況は記載のとおりです。また、報告第2号の諮問事案については、記載のとおりです。
報告については以上です。

木原部会長

ただいまの報告について、各委員さんから何かご質問がありましたら願

木原部会長

いします。

【意見なし】

木原部会長

それでは、報告事項を終わります。以上で本日の農地部会を終了いたします。

以上、平成28年度第12回山口市農業委員会農地部会議事録である。

平成29年3月21日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

部会長 木原 義則 印

署名委員 海地 博志 印

署名委員 中村 敏 印

記録者 浦部 一生 印